

平成 28 年第 3 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 28 年 5 月 16 日第 3 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

2 番	渡	部	幸	悦	3 番	佐々木	雄	太
4 番	佐々木	春	男		5 番	奥山	収	三
6 番	伊藤		知		7 番	伊藤	竹	文
8 番	飯尾	明	芳		9 番	市川	雄	次
10 番	佐々木	弘	志		11 番	佐々木	平	嗣
12 番	小川	正	文		13 番	伊東	温	子
14 番	鈴木	敏	男		15 番	佐々木	正	明
16 番	宮崎	信	一		17 番	加藤	照	美
18 番	佐藤		元		19 番	佐藤	文	昭
20 番	菊地		衛					

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

2 番	渡	部	幸	悦	3 番	佐々木	雄	太
4 番	佐々木	春	男		5 番	奥山	収	三
6 番	伊藤		知		7 番	伊藤	竹	文
8 番	飯尾	明	芳		9 番	市川	雄	次
10 番	佐々木	弘	志		11 番	佐々木	平	嗣
12 番	小川	正	文		13 番	伊東	温	子
14 番	鈴木	敏	男		15 番	佐々木	正	明
16 番	宮崎	信	一		17 番	加藤	照	美
18 番	佐藤		元		19 番	佐藤	文	昭
20 番	菊地		衛					

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐藤	信夫	班長兼副主幹	加藤	潤
主事	土井	絵里香			

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	齋 藤 洋
財 務 部 長	佐 藤 正 春	市 民 福 祉 部 長 (福祉事務所長)	伊 東 秀 一
農林水産建設部長	佐 藤 均	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 克 之
教 育 次 長	齊 藤 義 行	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 次 博
消 防 長 兼 消 防 署 長	伊 藤 伸 司	会 計 管 理 者	浅 利 均
総務部総務課長	佐 藤 喜 仁	企 画 課 長	佐々木 俊 哉
財 政 課 長	佐々木 俊 孝	税 務 課 長	山 田 克 浩
市 民 課 長	須 田 美 奈	農 林 水 産 課 長	佐 藤 智 秋
建 設 課 長	土 門 保	商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸
管 理 課 長	渋 谷 憲 夫		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

平成28年5月16日(月曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 平成27年度ガス事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第4 報告第3号 平成27年度水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第5 議案第72号 にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第3号)
- 第6 議案第73号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第4号)
- 第7 議案第74号 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第5号)
- 第8 議案第75号 平成27年度にかほ市一般会計補正予算(第13号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第6号)
- 第9 議案第76号 平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第3号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第7号)
- 第10 議案第77号 平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第6号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第8号)
- 第11 議案第78号 平成28年度にかほ市一般会計補正予算(第1号)について
- 第12 常任委員会委員の選任

- 第13 議会運営委員会委員の選任
- 第14 議会広報広聴委員会委員の選任
- 第15 議長の常任委員会委員辞退の件
- 第16 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（菊地衛君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成28年第3回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定によって、12番小川正文議員、13番伊東温子議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。伊藤知議会運営委員長。

【議会運営委員長（6番伊藤知君）登壇】

●議会運営委員長（伊藤知君） おはようございます。平成28年5月9日開催の議会運営委員会について報告いたします。

平成28年第3回にかほ市議会臨時会に上程される議案の要旨について説明をいただいております。

今臨時会に上程される議案は、報告2件、専決処分の報告・承認が6件、予算議案が1件の合計9件です。

議会運営委員会では、全議案に関し、委員会付託をせず本会議において質疑、討論、採決まで行い、会期は本日5月16日一日と決しております。

なお、今回の議会で委員会の構成替えがありますので、上程される議案の採決が終わった後に当局からは退席をお願いしたいと思います。その後、常任委員会委員の選任、これに関しては議長が指名いたします。議会運営委員会委員の選任、これについても議長が指名いたします。それから、議会広報広聴委員会委員の選任まで行います。その中で、各指名が終わった後に正副委員長の選出を行ってください。なお、常任委員会では、正副委員長並びに広報広聴委員会の委員の選出もお願いいたします。また、議会運営委員会及び議会広報広聴委員会に関しては、閉会中の継続審査

の審議を行ってください。その後に議長の常任委員会の委員の辞任の件を議題とします。最後に議決事件の字句、数字等の整理の件に関して審議されることとなります。

以上、報告を終わります。

●議長（菊地衛君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日一日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第72号から議案第78号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略して本会議において決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第3、報告第2号平成27年度ガス事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第4、報告第3号平成27年度水道事業会計予算繰越計算書の報告についての報告2件、日程第5、議案第72号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）から日程第11、議案第78号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてまでの議案7件、計9件を一括議題とします。

朗読を省略して、当局からの報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。今日は臨時会にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、提出しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第2号平成27年度ガス事業会計予算繰越計算書の報告について及び報告第3号平成27年度水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

3月定例会で繰越明許費の議決をいただきました一般会計の道路橋梁新設改良事業のうち、室沢排水路施設整備工事（第3工区）に合わせて事業を実施するガス管と水道管の入れ替え工事の工期変更に伴い、ガス事業会計並びに水道事業会計ともに予算の繰り越しを行うもので、繰越計算書のとおり報告するものでございます。

議案第72号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）及び議案第73号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）並びに議案第74号行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する

条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）でございます。

いずれも地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、本市においても所要の整備を行う必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めますのでございます。

議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）でございます。

平成28年3月31日付で専決処分した、平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）について承認を求めますのでございまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ137万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億5,988万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、地方消費税交付金を2,502万2,000円を増額し、地方交付税を特別交付税の3月交付分確定により2億2,628万円増額しております。国庫支出金では、地方創生加速化交付金事業で交付額の確定と組織再編に伴う事業費の組み替えにより、総務費国庫補助金を1,698万9,000円を減額し、商工費国庫補助金を1,414万円増額しております。県支出金では、国の補正に伴い3月補正したものの、事業不採択により担い手確保・経営強化支援事業補助金を1,119万7,000円減額しております。財産収入では、土地売払収入2,164万8,000円を増額し、繰入金では、各基金繰入金で充当事業完了によりそれぞれ減額し、市債は、事業費の確定によりそれぞれ増減しております。歳出では、事業完了による所要の増減や基金、市債の財源振り替えのほか、総務費での企画費で、歳入で申し上げた地方創生加速化交付金事業の組み替えなどで合わせて687万5,000円減額し、農林水産業費では、国の補正に対応し3月に補正した2事業を、事業不採択により減額しております。商工費では、地方創生加速化交付金事業の組み替えなどで商工振興費を合わせて1,270万1,000円を減額し、新設した地方創生費を合わせて1,471万5,000円増額しております。土木費の除雪費では、降雪量が少なく出動回数が減ったことにより、合わせて3,050万円減額しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入の財政調整基金繰入金を2億4,419万4,000円減額し、歳出の財政調整基金積立金を6,825万3,000円増額して行うものでございます。

議案第76号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）でございます。

平成28年3月31日付で専決処分した、平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について承認を求めますものであり、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,196万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,614万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入では、国庫支出金で交付額などの確定により、療養給付費等負担金を1,011万1,000円増額し、財政調整交付金を3,023万3,000円増額しております。歳出では、保険給付費で実績見込みにより、療養諸費を合わせて4,629万5,000円減額し、高額療養費を合わせて724万6,000円減額しております。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で財政調整基金繰入金を8,700万円減額し、歳出で財政調

整基金積立金2,155万5,000円を増額して行うものであります。

議案第77号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）でございます。

平成28年3月31日付で専決処分した、平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,194万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,980万2,000円とするものであります。

補正の主な内容は、歳入では、市債を1,000万円増額、歳出では、3月補正において誤って減額した公債費の元金と利子を合わせた1,194万1,000円増額するものでございます。

なお、歳入歳出の調整については、歳入で一般会計繰入金194万1,000円を増額して行うものでございます。

この議案第77号につきましては、このような専決処分をしなければならなかったということを深くお詫びを申し上げますとともに、今後こうしたことのないようにチェック体制を強化してまいりたいと思っております。

議案第78号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,070万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億6,070万円とするものでございます。

補正の主な内容は、国の文化芸術地域活性化事業の採択決定を受け関連予算を計上するもので、歳入では、国庫支出金で文化芸術地域活性化事業補助金を570万円増額しております。歳出では、総務費の企画費で、まちびとプロジェクト実行委員会負担金1,070万円を増額しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、歳入で、みらい創造基金繰入金500万円を増額することにより行うものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決、承認くださるようお願いいたします。

●議長（菊地衛君） 次に、担当部長から補足説明を行います。

初めに、報告第2号及び報告第3号について、ガス水道局長。

●ガス水道局長（佐藤次博君） それでは、報告第2号平成27年度ガス事業会計予算繰越計算書の報告について説明いたします。

議案綴りの2ページをお願いいたします。

この工事は、室沢地内の排水路施設整備工事においてガス管が支障となるため、入れ替え工事を行うものであります。工事場所は、TDK鳥海工場に隣接する道路敷地内でございます。

先ほど市長からも説明がありましたが、3月定例議会で議決済みの一般会計繰越明許費の道路橋梁新設改良事業のうち、室沢排水路施設整備工事の工期変更による繰り越しに合わせ、ガス事業会計においても予算の繰り越しを行うものでございます。

なお、地方公営企業法第26条第1項により、予算の繰り越しは建設改良費に限り行うことができ、同第3項により、その場合、管理者は繰越計算書を市長へ提出するものとし、提出を受けた市長は次の議会において市議会に報告しなければならないことから、今回繰越計算書を報告するものでござ

います。

続きまして、報告第3号平成27年度水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明いたします。
議案綴りの4ページをお願いいたします。

報告第2号で説明いたしましたが、ガス管入れ替え工事と同様、排水路施設整備工事の支障となる水道管の入れ替え工事を行うものでございます。ガス事業会計と同じく、今回予算を繰り越すものでございます。

以上、補足説明を終わります。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第72号及び議案第73号について、財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、議案第72号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）につきまして補足説明を申し上げます。

なお、改正箇所が多岐にわたるため、特に重要と思われる部分についてのみの御説明とさせていただきますとともに、説明の都合上ページが前後いたしますので、あらかじめ御了承願います。

また、議員の皆様には事前に資料を配付させていただいておりますが、議案第72号（専決第3号）資料に基づき御説明をさせていただきます。2ページものでございます。

それでは、初めに議案綴りの7ページ、資料では1ページをご覧ください。

第1条、にかほ市税条例の一部改正の延滞金関連につきまして御説明いたします。

改正条文の上から6行目の第19条、下から9行目の第43条及び8ページの上から13行目の第48条並びに9ページの上から7行目の第50条の改正につきましては、平成26年12月12日の国税に係る最高裁判決を踏まえ、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて、個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う規定の整備を行うものでございます。例として資料の①のとおり、当初に申告書が提出されており、かつ期限内に全額納付すべき税額100を②のとおり50に減額させる更正があり、その後、③のとおり80に増額させる修正申告があった場合におきまして、当初の申告書により納付すべき税額100の納付があった日の翌日から、当該税額を③のとおり80に増加させる修正申告の提出日または更正の通知をした日までの期間について、その対象となる部分の80から50を差し引いた30を延滞金の計算基礎となる期間から控除するものでございます。ただし、資料下段の改正後の図のとおり、職権更正の場合は延滞金は発生しませんが、更正の請求に基づく場合に限り、減額更正時から最大1年間は延滞金が発生するものでございます。

なお、今回の改正については、平成29年1月1日以降の期間に対応する延滞金または同日以後の申告書の提出期間が到来する市民税について適用するものでございます。

次に、市民税に係る改正につきまして御説明いたします。

議案の、戻りまして7ページ、下から10行目の第34条の4の改正につきましては、法人税割の税率の規定であります。法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、既定の整備を行うものでございます。

なお、この改正は法人税割の税率を9.7%から6%へ引き下げるもので、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用するものでございます。

なお、本市ではこれまでも、地方税法の標準税率を採用してきているところでございます。

次に、軽自動車税に係る改正につきまして御説明いたします。

議案の10ページ、資料2ページの上段の表をご覧ください。

上から4行目の第80条の改正につきましては、軽自動車税の納税義務者等の規定であります。第1項では、環境性能割の納税義務者を三輪以上の軽自動車の取得者とするものとし、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備を行うものでございます。また、第2項では、三輪以上の軽自動車の取得者には、自動車製造業者及び自動車販売業者等は含まないとするものでございます。

次に、11ページをご覧ください。

上から11行目の第81条の3、環境性能割の課税標準につきましては、環境性能割の課税標準は自動車の取得価格とし、中古車にあっては総務大臣が定める割合を乗じて得た額とするもので、対象は三輪以上の軽自動車とし、免税店は50万円とするなどの規定を新設するものでございます。

その下の第81条の4につきましては、環境性能割の税率の規定であります。資料2ページの中段の表、第81条の4及び附則第15条の6関係も合わせてご覧ください。

この新設規定は、税率を燃費基準値の達成度などに応じて決定し、100分の1及び100分の2並びに100分の3の3段階を基本とするものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

上から7行目の第81条の8、環境性能割の減免につきましては、公益使用や障害のある方の使用等に係る減免規定を新設するものでございます。

また、その下の第82条から13ページの下から6行目の第91条までの改正につきましては、いずれも現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定を整備するものでございます。

次に、第1条、にかほ市税条例の一部改正の附則関係につきまして御説明いたします。

最初に、市民税関連につきまして御説明いたします。

同じく13ページの下から5行目の附則第6条の改正につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の規定であります。医師の処方せんを必要とする医療用から市販薬へと切り替わった医薬品であります。一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年の購入費が1万2,000円を超えると、上限は8万8,000円でございますが、その超える部分の金額、その年分、金額を、その年分の総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けたものでございます。

また、施行期日については平成30年1月1日とし、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人市民税から適用するものでございます。

次に、軽自動車税関連にかかわる改正につきまして御説明いたします。

初めに14ページの下から7行目の附則第15条の2から、15ページの上から1行目の第15条の4につきましては、軽自動車税の環境性能割の法規定の新設に合わせて新たに規定するもので、いずれも当分の間、県が自動車税の環境性能割の例により行うこととするものでございます。

次に、同じくその下の附則第15条の5につきましては、当分の間、県が軽自動車税の環境性能割の

賦課徴収等を行うことから、市はその取り扱い費を県に交付することとするものでございます。

次に、その下の附則第15条の6につきましては、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定であります。資料の2ページの中段の表、第81条の4及び附則第15条の6関係についても合わせてご覧ください。

この第81条の4、環境性能割の税率の第1項の新設規定の適用につきましては、営業用の三輪以上の軽自動車に対して、当分の間、税率を「100分の1」を「100分の0.5」に、「100分の2」を「100分の1」に、「100分の3」を「100分の2」に特例措置を講じるものでございます。また、第2項につきましても、自家用の三輪以上の軽自動車に対する税率を、第81条の4第3号に係る部分の「100分の3」を「100分の2」に特例措置を講じるもので、当分の間、軽自動車の環境性能割の税率を特例税率の2%を上限とするものでございます。

次に、15ページの下から7行目から16ページの下から8行目までの附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定であります。資料の2ページの下段の表、附則第16条改正関係（軽自動車税の税率改正）、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）も合わせてご覧ください。

この改正につきましては、環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備を行い、環境性能に応じ税率を概ね75%、50%、25%に軽減する特例措置、いわゆるグリーン化特例を1年延長するものでございます。

次に、第2条、にかほ市税条例等の一部を改正する条例（平成26年にかほ市条例第19号）の一部改正につきまして御説明いたします。

16ページの下から4行目から17ページの下から4行目までの、平成26年改正附則第6条の改正につきましては、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備を行い、表を改める改正でございます。

なお、その他の改正につきましては、他の法令等の改正による条文中の引用条項等の追加、修正等、さらに総務省自治税務局長からの通知において条例から削除することが望ましいとされた規定の削除、並びに規定の削除による規定の繰り上げなどの改正でございます。

以上で議案第72号の補足説明といたします。

引き続きまして、議案第73号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第4号）につきまして、一緒に配付しております一枚物でございますが、議案第73号（専決第4号）資料に基づき補足説明を申し上げます。

それでは、議案綴りの23ページをご覧ください。

初めに、改正条文の1行目から2行目までの第2条第2項及び第3項の改正についてでございます。

国民健康保険税は、いわゆる国民健康保険の医療に要する費用に充てる基礎課税部分と、後期高齢者医療保険の支援金等に要する費用に充てる部分、それに介護保険の納付金に要する費用に充てる部分のそれぞれの合算額となっており、それぞれに課税限度額が設けられております。このたびの改正につきましては、資料上段の第2条改正関係の表のとおり、介護納付金課税額分の課税限度額の改正はございませんが、医療分基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額の限度額をそれぞれ改正

するものでありまして、医療分基礎課税額の限度額を2万円引き上げ「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額も同じく2万円引き上げ「17万円」から「19万円」とするものでございます。

次に、3行目から5行目までの第23条の改正についてであります。国民健康保険税は世帯主と被保険者の人数や所得によっては、均等割が7割、5割、2割と減額されます。このうち、資料下段の改正後の表のとおり7割軽減についての変更はございませんが、5割軽減の判定に被保険者の人数に26万円を乗じて得た部分を26万5,000円に、2割軽減の判定に被保険者の人数に47万円を乗じて得た部分を48万円に改正するものでございます。これにより軽減措置の対象世帯数は、幾分増加するものと見込んでおります。

なお、この条例は、附則第1条により平成28年4月1日から施行するものとし、また、附則第22条により、改正後のこの条例の規定は平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

以上で議案第73号の補足説明といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第74号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） それでは、議案第74号行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）について補足説明をいたします。

議案綴りの26ページをお開きください。

本改正条例は、固定資産評価審査委員会への審査請求について、適用年度区分の規定をより明確化したものでございます。

補足説明は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第75号の歳入及び歳出について、財務部に関することは財務部長。

●財務部長（佐藤正春君） それでは、議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）の財務部関係の主な内容につきまして補足説明を申し上げます。

なお、補正内容といたしましては、事務事業等が確定したことに伴う精算などが主な内容となっております。

初めに、補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表の繰越明許費補正についてでございます。

上段の追加につきましては、2款1項総務管理費の新公会計制度・固定資産台帳整備事業1,100万円及び、その下の2款3項戸籍住民基本台帳費の社会保障税番号制度個人番号カード関連事務交付金事業635万6,000円、並びにその下の10款5項保健体育費の体育協会補助事業60万円の合わせて3件、1,795万6,000円を追加するもので、いずれも年度内に事業の完了が見込めないことから平成28年度に繰り越すものでございます。

次に、中段の変更につきましては、さきの3月定例会で議決をいただきました、年度内に事業

の完了が見込めない2款1項総務管理費の産業を支える人材の育成・確保事業及び、その下の同じく総務管理費の池田修三作品によるまちづくり事業、並びにその下の7款1項商工費の産業を支える人材の育成・確保事業の合わせて3件、5,692万2,000円の繰越額を、交付金の交付額の確定と組織再編に伴う事業費の組み替えなどにより、合わせて5,525万円に変更するものでございます。

また、下段の廃止につきましては、同じく、さきの3月定例市議会で議決をいただきました6款1項農業費の担い手確保・経営強化支援事業1,119万7,000円については、事業が不採択となったため廃止するものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

第3表の地方債補正についてでございます。

初めに、上段の追加につきましては、新たに国の補正により3月補正に計上しました情報セキュリティ強化対策業務委託料の3,000万円のうち、補助対象額1,420万円の2分の1が補正予算債の適用となったため、情報セキュリティ強化対策事業として710万円を追加するものでございます。

その下段の変更につきましては、事業費の確定に伴い、コミュニティバス整備事業から7ページ上段のスポーツ施設整備事業までの13件の借り入れ限度額を、合わせて4億1,500万円から4億80万円に変更するものでございます。

また、7ページの下段の廃止につきましては、ひとり親家庭等住宅整備資金及び心身障害者住宅整備資金並びに高齢者住宅整備資金の3件については、いずれも年度内に借り入れがなかったことにより廃止するものでございます。

なお、下段の河川改修事業については、当初、大瀧川河川改修事業に係る起債を見込んでおりましたが、財源に余裕が生じたので起債の借り入れを行わず一般財源で対応することとし、廃止するものでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。

歳入の主な補正内容につきまして御説明いたします。

初めに、1款1項の市民税の個人及び法人の滞納繰越分、合わせて151万3,000円、及びその下段の1款2項固定資産税の滞納繰越分344万4,000円、並びにその下段の1款3項軽自動車税の滞納繰越分60万7,000円につきましては、3月末での徴収額の確定により予算現額と実績額との差額分をそれぞれ増額するものでございます。

その下段の1款4項1目1節市たばこ税の現年課税分の457万円につきましては、予算現額と実績見込み額との差額を増額するものであります。

次に、その下段の2款1項1目1節地方揮発油譲与税238万9,000円及び11ページ上段の2款2項1目1節自動車重量譲与税1,042万1,000円につきましては、国からの交付額の確定により、それぞれ増額するものでございます。

次に、同じページの下段になりますが、5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金106万6,000円の減額及び12ページの上段の6款1項1目1節地方消費税交付金2,502万2,000円の増額、並びにその下段の8款1項1目1節自動車取得税交付金551万2,000円の増額につきましては、県からの交付額の確定により、それぞれ減額または増額するものでございます。

次に、その一つ下段の10款1項1目1節地方交付税の特別交付税2億2,628万円の増額につきましては、当初予算では2億円を計上しておりましたが、平成27年度の交付額が4億2,628万円に確定したことにより増額するものでございます。

なお、このたびの特別交付税の確定によりまして、平成27年度の地方交付税の交付総額は、普通交付税54億3,090万3,000円と合わせ58億5,718万3,000円となるものでございます。

次に、14ページの上段をご覧ください。

16款2項1目不動産売払収入の1節土地売払収入2,164万8,000円の増額につきましては、象潟町字浜山55番1の宅地1,523.8平方メートルを、最低制限価格を1平方メートル当たり単価1万3,100円の2,000万円に設定し、公募による入札に付したところ、個人1名が入札に参加し、最低制限価格と同額の2,000万円で落札し売却したものと、平沢字家妻5番の1の宅地47.27平方メートル及び同じく5番8の宅地58.05平方メートルの合わせて105.32平方メートルを、平沢地域の国道7号線の拡幅工事に係る代替用地として、個人に1平方メートル当たり単価1万5,650円、総額164万8,257円で売却したものを増額計上したものでございます。

次に、中段の18款2項1目1節財政調整基金繰入金2億4,419万4,000円の減額につきましては、歳入歳出予算の調整により減額するもので、減額後の平成27年度の繰入額は、海岸林再生事業分の192万2,000円となるものでございます。

次に、15ページをご覧ください。

21款の市債につきましては、第3表の地方債補正で申し上げましたとおり、それぞれ起債事業の追加及び変更並びに廃止に伴う補正であります。総額で下段の計欄のとおり2,060万円の減額となり、29億4,791万5,000円となるものでございます。

なお、平成27年度の市債借入額は、平成26年度からの繰越分を含めまして30億2,071万5,000円となり、平成27年度末の一般会計の市債借入れ残額は、平成26年度末の180億1,904万円から3億8,069万7,000円増加し、183億9,973万7,000円となるものでございます。

また、同じく平成27年度末の合併特例債の一般建設費の活用額は66億780万円となりまして、活用可能額128億1,210万円の51.6%となるものでございます。

続いて、歳出の補正内容につきまして御説明いたします。

補正予算書の16ページの上段をご覧ください。

2款1項2目25節財政調整基金積立金6,825万3,000円の増額につきましては、歳入歳出予算の調整により歳入の余裕財源を積み立てるものでありまして、増額後の平成27年度末の財政調整基金残高は、前年度末の24億317万3,000円から6,727万7,000円増加し、24億7,045万円となるものでございます。

次に、最後になりますが飛びまして23ページをご覧ください。

12款1項2目23節償還金利子及び割引料245万5,000円の減額につきましては、平成27年度分の公債費の利子の確定により減額するものでございます。

以上で財務部関係の補足説明といたします。

●議長（菊地衛君） 次に、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） 続きまして、総務部関係について補足説明をいたします。

14ページをお開きください。

歳入になります。

17款の一般寄附金121万円の減額は、ふるさと納税の確定に伴います減額でありまして、これにより平成27年度の実績ですが、2,513件、金額にして約5,029万円となっております。

それから、18款2項3目みらい創造基金繰入金232万9,000円の減額、それに同4目地域振興基金繰入金232万9,000円の減額につきましては、充当事業費の確定によるものでございます。

これによりまして、平成27年度末の両基金の残高については、みらい創造基金が7,087万2,000円、地域振興基金が16億4,001万2,000円となります。

続いて、歳入でございます。

16ページをお開きください。

2款1項9目企画費になります。合わせて687万5,000円の減額でございます。内訳としましては、地方創生加速化交付金事業の移住・定住対策関連予算、9節から19節までの計368万6,000円を減額いたしまして、そのうちの274万4,000円を新たに7款に設けました地方創生費へ組み替えしております。それから、ふるさと納税の確定に伴いまして、8節のふるさと納税者への謝礼197万9,000円、25節みらい創造基金積立金121万円、計318万9,000円を減額したものでございます。

その下、11目交流促進事業費でございます。いずれも事業費が確定したことによる減額でございます。

総務部関係は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊藤秀一君） それでは、市民福祉部関係の補足説明を申し上げます。

初めに歳入でございますが、13ページをお開きください。

14款2項2目社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金21万9,000円の増額は、額の確定により増額するものでありますが、内容といたしましては、通知カード交付にかかわるはがき等の事務経費及び職員の時間外経費等に対する補助金ということでございます。これによりまして、歳出の方の補正額の財源を一般財源から国庫支出金へ振り替えしているところでございます。

15款2項2目全国健康福祉祭あきた大会開催準備事業補助金7万5,000円の減額は、事業費の精算により減額するものでございます。

続いて、歳出であります。

17ページをお開きください。

3款1項社会福祉費及び2項児童福祉費、それぞれの21節貸付金の150万円の減額は、財務部長からもお話がありましており、利用申し込みがなかったことから減額するものでございます。

中段の3款1項7目福祉施設管理費890万円の財源振り替えは、老人福祉施設整備事業費2,850万円を、当初、午ノ浜温泉機械設備等改修工事費として起債対象に計上していたところでありまして、このうち1,960万円が起債対象となったため、残額であります890万円を一般財源として財源を振り替えたものでございます。

下段の3款4項2目20節扶助費970万円の減額は、3月末までの支払い確定によりまして、福祉医療入院時食事療養費及び福祉医療費をそれぞれ減額するものでございます。

市民福祉部関係は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、農林水産建設部に関することは農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） 続きまして、農林水産建設部関係につきまして補足説明申し上げます。

13ページをお開きください。

歳入になりますけれども、上段の14款2項4目農林水産事業費国庫補助金の中山間地域等担い手収益力向上支援事業補助金193万円の減額でございますが、こちらは、先ほど市長が説明しました中段の県支出金15款2項4目農林水産業費県補助金の担い手確保・経営強化支援事業補助金1,119万7,000円の減額と同様に、事業の不採択により減額するものでございます。

同ページの下段になります。15款3項6目の土木費委託金117万9,000円の減額は、県道の除雪に伴う委託金で、県からの受託路線の除雪稼働時間実績減少による精算でございます。

続いて、18ページをお開きください。

歳出になります。

上段の6款1項3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金の減額は、歳入でも説明申し上げましたが、説明に記載の二つの事業が不採択になったことにより、合わせて1,312万7,000円の減額となっております。

続きまして、20ページをお開きください。

下段から21ページ上段に続きますが、8款2項5目除雪費3,050万円の減額は、今期の降雪量が少なかったことで実績による精算になります。直営関係で賃金340万円、需用費680万円、使用料及び賃借料80万円をそれぞれ減額しております。また、業者への委託路線で除雪稼働時間が少なかったことにより、委託料1,950万円を減額しております。

同じく、この21ページになりますが、下段の下から2段目です。8款4項1目都市計画総務費で、公共下水道事業特別会計繰出金として194万1,000円を増額し、精算によりガス事業会計繰出金50万円を減額しております。

以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（地方創生政策監）（佐藤克之君） それでは続きまして、商工観光部関係の予算について補足説明いたします。

最初に、18ページをお開きくださるようお願いいたします。

歳出でございます。

7款1項2目商工振興費の各項目の減額は、組織再編と地方創生加速化交付金事業の組み替えによる減額でございます。

次に、19ページをお願いします。

3目地方創生費は、新たに設けられた目であります。この目には、地方創生加速化交付金事業対象

の企画費と商工振興費にそれぞれ予算済みで、今回減額補正となったうち、移住・定住など産業を支える人材の育成・確保事業の関連予算を計上しております。

初めに、11節需用費、印刷製本費84万3,000円の増は、移住PRポスター、パンフレット、Uターンパンフレット、企業誘致促進用パンフレットの作成費であります。

次に、20ページをお願いします。

13節の移住・定住ポータルサイト等作成委託料480万円の増額は、2目商工振興費委託料の市内企業紹介冊子作成委託料と次の移住・定住ポータルサイト作成委託料、総額500万円の減額分から移行した分で、交付金の対象事業の枠の関係から20万円を減額しまして、一つの項目として計上しております。

次に、その下の移住・定住推進事業運営基盤構築委託料77万8,000円の増は、都市住民とにかほ市を結びつける企画、都市住民への情報発信方法、企業の受け皿体制の整備等の提案に関するコンサルの委託料でございます。

次に、14節使用料及び賃借料のうち、建物借上料126万円の増は、お試し移住体験用の空き家1戸分の借上料42万円と、移住用空き家2戸分の借上料84万円が内訳となっております。

以上、商工観光部関係の補足説明でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齊藤義行君） そうすれば、教育委員会関係の補足説明を行います。

予算書の22ページをお願いいたします。

中段の10款4項9目フェライト子ども科学館管理費15節工事請負費の223万1,000円の減額でございます。3月までの工期でありました空調設備等改修工事の完成により、請負差額等による工事請負費予算の減額でございます。

補足説明は以上です。

●議長（菊地衛君） 所用のため、暫時休憩をいたします。再開を11時25分といたします。

午前11時11分 休 憩

午前11時24分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財務部長から、先ほどの補足説明の件で訂正を求められていますので、発言を許します。

●財務部長（佐藤正春君） 先ほど、平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の補足説明におきまして、合併特例債の一般建設費の活用可能額を「128億1,120万円」と申し上げましたが、正しくは「128億1,210万円」でございますので、訂正してお詫びを申し上げます。（該当箇所訂正済み）

●議長（菊地衛君） 次に、議案第76号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（福祉事務所長）（伊藤秀一君） それでは、議案第76号平成27年度にかほ市国民

健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）につきまして補足説明を申し上げたいと思います。

各項目ともに、主に額の確定によりまして差額の補正となっております。

初めに6ページをお開きください。

1款1項の1目及び2目の一般及び退職被保険者等国民健康保険税643万円の増額は、滞納繰り越し分の収納増加によりまして補正するものでございます。

6ページ下段の4款1項国庫負担金1,011万1,000円の増額から、ページは飛びますけれども次ページの8ページの8款1項共同事業交付金667万3,000円の減額までの各補正につきましては、額の確定によりそれぞれ増額並びに減額の補正をしたものでございます。

8ページを改めてご覧ください。

10款2項1目財政調整基金繰入金は、基金からの繰入額を8,700万円減額するものでございます。これによりまして、平成27年度の基金からの繰入額はゼロ円となります。

9ページをご覧ください。

12款3項3目、4目の一般被保険者第三者納付金103万円及び退職被保険者第三者納付金7万円の増額は、交通事故による医療費を国保が負担した分、保険会社から補てんされたものでございます。5目の一般被保険者返納金20万円の増額は、遡及の国保資格喪失によりまして、国保で給付を受けた分を被保険者から返納していただいたものでございます。

10ページをご覧ください。

歳出です。

1款1項1目12節通信運搬料55万円の減額は、受給者証等の郵便につきまして、特定郵便から一般郵便へと郵送方法を変更いたしました。それに伴いまして経費が削減となり減額とするものでございます。

2款1項療養費4,629万5,000円のそれぞれの減額は、平成27年度の療養費支払額の確定により補正するものでございます。

2款2項1目19節の一般被保険者高額療養費300万円の減額は、3月補正において450万円の増額をしたところでありまして、一部支払い期日が議会最終日と同日となることが判明し、予備費流用での支出となり、今回その流用相当額の減額をするものでございます。

11ページをご覧ください。

2款2項2目19節の退職被保険者高額療養費424万6,000円の減額から、ページが飛びますが12ページの8款2項2目19節の人間ドック助成金40万円までの減額につきましては、額の確定により、すべて減額補正をするものでございます。

9款1項1目25節の財政調整基金積立金2,155万5,000円の増額は、歳入の増額、歳出の減額によりまして差額を財政調整基金に積み立てるために補正するものでございまして、これによりまして平成27年度末の財政調整基金残高は1億4,855万6,000円と見込んでおります。

なお、今回の補正予算に伴います平成27年度国保事業会計の決算見込みでありますけれども、歳入につきましては約35億7,700万円、歳出につきましては約35億3,600万円となる見込みでござい

す。単年度収支では、前年度からの繰越額4,042万4,000円を差し引きますと、約110万3,000円の黒字が見込まれております。これによりまして、予定しておりました財政調整基金からの繰入金、先ほど御説明申し上げました8,700万円の必要がなくなりまして、年度末における基金残高は1億2,700万円となります。さらに、平成27年度繰越金のうち2,155万6,000円を新たに基金に積み立てる予定でございます。

なお、黒字の要因につきましては、補足説明でも申し上げましたけれども、国保税の過年度分の収納額が増加したこと、そして国庫補助金が確定により増加したこと、加えて特別調整交付金の対象になったことなどの歳入面の増加と、医療費支出が見込みを下回ったことによりまして、このことから、平成28年度においては、国保税の所得割額並びに被保険者均等割額の改正は行わないことといたしております。

なお、平成27年度において基金積み立てを行います。平成28年度は当初予算において4,000万円の基金繰り入れを見込んだ予算となっておりますので、平成28年度当初における財政調整基金残高は実質1億855万6,000円となります。

基金積み立てにより、繰越額が昨年より減少しました。また、今後の補助金や療養給付費等の状況によりましては、現在の税率による国保の財政運営は厳しい状況になることは十分に考えられますので、平成29年度以降の税率改正を見据えつつ、大幅な赤字の見込みの際には基金のさらなる取り崩し、また、一般会計からの繰り入れも視野に入れた財政運営が必要と考えております。

以上で補足説明を終わります。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第77号について、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（佐藤均君） それでは、議案第77号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告及びその承認について（専決第8号）につきまして補足説明を申し上げます。

当初予算では、各年度の公共下水道事業債の元金及び利子の償還金について予算措置をしておりましたが、去る3月議会での第5号補正予算編成時において、平成26年度借入れ分償還金が合算されていない積算表により減額していたもので、このたび第6号補正予算により、前回減額補正していました歳出の確定分として1,194万1,000円を増額するものでございます。

予算書7ページをお開きください。

歳入につきましては、公共下水道事業債の追加が認められたことによりまして、一般会計からの繰入金として194万1,000円を、下水道事業債として1,000万円を計上しております。

8ページの歳出に移ります。

歳出では、2款1項1目公共下水道事業費の財源を、歳入に伴い地方債に振り替えております。

3款1項公債費に、地方債元金償還金1,046万4,000円と地方債利子償還金147万7,000円を増額しております。

このたびの積算誤りについて深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないようチェック体制の強化を努めてまいりたいと思っております。

補足説明は以上でございます。

●議長（菊地衛君） 次に、議案第78号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（齋藤洋君） それでは、議案第78号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

市長の提案説明にもございましたので、私の方からは歳出予算の方で説明させていただきます。
7ページをお開きください。

2款1項9目企画費でございます。まちびとプロジェクト実行委員会負担金1,070万円は、同実行委員会が取り組むまちびとプロジェクト事業に対する負担金でございます。これまでは行政の主導で、市内商工業者などの皆さんに展示やお客様の対応、あるいはガイドの養成、ボランティアなどをお願いする体制でございましたが、実行委員会を設立いたしまして、企画段階から多くの皆さんの意見を取り入れ、民間の主体性をもって事業を進めるものでございます。

実行委員会につきましては、今月中の設立を予定してございます。同実行委員会の構成メンバーといたしましては、商業振興会、商工会青年部、旅館ホテル業組合、秋田県文化振興課などをメンバーに考えております。

主な事業とその経費についてですが、7月に東京銀座で開催予定の池田修三作品展に1,100万円、主な内訳といたしまして、展示会場の造作費、それと説明パネル等の作成費といたしまして480万円、会場使用料が180万円、展示スタッフの賃金といたしまして120万円、ポスター・チラシ作成印刷等に100万円というのが、この1,100万円の主な内容でございます。この展示展におきましては、展示だけではなくて、にかほ市のPR、それと移住促進コーナー、こういうコーナーを設けまして、9月実施予定のまちびと美術館への誘導も図る計画でございます。また、お土産品のパッケージや食事メニューなどの検討に70万円、市内全体を美術館に見立てて実施いたしますまちびと美術館に200万円、パンフレットやマップの作成、SNSや各種雑誌などを利用しての情報発信に200万円を予定しております。総事業費が1,570万円と見込んでおります。

この財源につきましては、今回補正をお願いしております文化庁の補助金570万円を含む市からの負担金1,070万円、これと、市の予算を通らず秋田県から直接実行委員会の方に交付されます県の負担金500万円、これが実行委員会の事業の財源となります。文化庁の補助制度につきましては、今後5年間継続の予定でございまして、毎年申請してまいりたいと考えております。

今回は東京での作品展がメインでございますけれども、池田修三とにかほ市を知ってもらい、来年度以降はにかほ市の方に来ていただくための事業を展開してまいりたいと考えております。先月、この補助事業の採択通知があったこと、それと7月の作品展に向けての事前にポスター・チラシの印刷、周知期間が必要なことから、今回補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

●議長（菊地衛君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

議案第72号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認

について（専決第3号）から議案第78号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についてまでの7件の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 質疑なしと認めます。これで議案第72号から議案第78号まで7件の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第72号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第72号についての討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第72号にかほ市税条例等の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第73号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第73号についての討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第73号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第4号）は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第74号行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第74号についての討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第74号行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を

改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第75号についての討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立多数です。したがって、議案第75号平成27年度にかほ市一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第6号）は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第76号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第76号についての討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第76号平成27年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第7号）は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第77号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第77号についての討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第77号平成27年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第78号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。これで議案第78号についての討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（菊地衛君） 起立全員です。したがって、議案第78号平成28年度にかほ市一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の議案の審議は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前11時46分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12、常任委員会委員の選任、日程第13、議会運営委員会委員の選任及び日程第14、議会広報広聴委員会委員の選任を議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名します。

事務局長に報告をさせます。

●事務局長（佐藤信夫君） それでは報告いたします。

総務常任委員会、市川雄次議員、佐々木平嗣議員、伊東温子議員、佐々木正明議員、加藤照美議員、佐藤元議員、菊地衛議員、以上7名です。

教育民生常任委員会、佐々木雄太議員、奥山収三議員、伊藤知議員、飯尾明芳議員、小川正文議員、佐藤文昭議員、以上6名です。

産業建設常任委員会、渡部幸悦議員、佐々木春男議員、伊藤竹文議員、佐々木弘志議員、鈴木敏男議員、宮崎信一議員、以上6名です。

●議長（菊地衛君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定いたしました。

各常任委員会は、ただいまのところ「正副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において各常任委員会を招集します。正副委員長を互選して報告をお願いします。

また、各常任委員会から議会広報広聴委員会委員を2名選出し報告をお願いします。

なお、各委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

総務常任委員会は第1会議室、教育民生常任委員会は第2会議室、産業建設常任委員会は第3会議室で行ってください。

委員会のため、しばらく休憩します。

午後1時02分 休 憩

午後1時20分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（佐藤信夫君） それでは報告します。

総務常任委員会、委員長、佐藤元議員、副委員長、伊東温子議員。

教育民生常任委員会、委員長、伊藤知議員、副委員長、佐々木雄太議員。

産業建設常任委員会、委員長、宮崎信一議員、副委員長、伊藤竹文議員、以上です。

●議長（菊地衛君） ただいまの報告のとおり決定しました。

次に、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名いたします。

事務局長に報告させます。

●事務局長（佐藤信夫君） それでは報告します。

議会運営委員は、佐々木春男議員、伊藤竹文議員、市川雄次議員、佐々木平嗣議員、伊東温子議員、宮崎信一議員、加藤照美議員、以上7名です。

●議長（菊地衛君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定いたしました。

議会運営委員会は、ただいまのところ「正副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会運営委員会を招集します。正副委員長を互選して報告願います。

議会運営委員会は第1会議室です。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、年長の委員に職務を行っていただきます。

しばらく休憩します。

午後1時22分 休 憩

午後1時35分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（佐藤信夫君） それでは報告いたします。

議会運営委員会、委員長、市川雄次議員、副委員長、宮崎信一議員、以上です。

●議長（菊地衛君） 以上のとおり決定しました。

お諮りします。議会広報広聴委員会委員には、にかほ市議会広報の発行に関する条例第5条第3項及び申し合わせにより、次のとおり指名したいと思います。

事務局長に報告させます。

●事務局長（佐藤信夫君） それでは報告いたします。

副議長、佐々木正明議員、議会運営委員長、市川雄次議員、総務常任委員会からは伊東温子議員、佐々木平嗣議員、教育民生常任委員会からは佐々木雄太議員、飯尾明芳議員、産業建設常任委員会からは伊藤竹文議員、佐々木春男議員、以上8名です。

●議長（菊地衛君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会広報広聴委員会は、ただいまのところ「正副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会広報広聴委員会を招集します。正副委員長を互選して報告をお願いします。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、年長の委員に職務を行っていただきます。

議会広報広聴委員会は第2会議室です。

しばらく休憩します。

午後1時37分 休 憩

午後1時47分 再 開

●議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報広聴委員会の正副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（佐藤信夫君） それでは報告いたします。

議会広報広聴委員会、委員長、飯尾明芳議員、副委員長、佐々木春男議員、以上です。

●議長（菊地衛君） 以上のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時48分 休 憩

午後1時49分 再 開

●副議長（佐々木正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、議長の常任委員会委員辞退の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、20番菊地衛議員の退場を求めます。

【20番（菊地衛君）退場】

- 副議長（佐々木正明君） 議長から、総務常任委員会委員を辞退したいとの申し出があります。お諮りします。本件は、申し出のとおり辞退を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 副議長（佐々木正明君） 異議なしと認めます。したがって、菊地衛議長の総務常任委員会の辞退を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時50分 休 憩

午後1時51分 再 開

- 議長（菊地衛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（菊地衛君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第3回にかほ市議会臨時会を閉会します。

どうも御苦労さまでした。

午後1時52分 閉 会
